（電源開発促進税法の一部改正）

第六十条　電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第二条第一号中「一般電気事業又は一般電気事業者」を「一般送配電事業」に、「第二条第一項第一号又は第二号」を「第二条第一項第八号」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　一般送配電事業者　電気事業法第二条第一項第九号（定義）に規定する一般送配電事業者をいい、一般送配電事業以外の電気事業（同項第十六号（定義）に規定する電気事業をいう。次号イにおいて同じ。）を併せ営むものを含むものとする。

第二条に次の一号を加える。

三　販売電気　次に掲げる電気をいう。

イ　一般送配電事業者が一般送配電事業、小売電気事業（電気事業法第二条第一項第二号（定義）に規定する小売電気事業をいう。イにおいて同じ。）又は特定送配電事業（同項第十二号（定義）に規定する特定送配電事業をいい、同号に規定する小売供給を行う事業以外の事業を除く。イにおいて同じ。）として供給した電気（他の一般送配電事業者に当該他の一般送配電事業者が営む電気事業（当該他の一般送配電事業者の供給区域以外の地域において当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する一般送配電事業の用に供する電線路により電気の供給を受けて営む小売電気事業及び特定送配電事業を除く。）の用に供するための電気として供給したもの、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において、電気事業を営む他の者から当該他の者が維持し、及び運用する電線路により電気の供給を受けて小売電気事業として供給し、又は当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する一般送配電事業の用に供する電線路を介することなく特定送配電事業として供給したもの、同項第七号（定義）に規定する発電量調整供給を行つたもの並びに同項第四号（定義）に規定する振替供給を行つたものを除く。）

ロ　一般送配電事業者が自ら使用した電気（発電のために直接使用したものを除く。第七条第一項第二号において同じ。）

第三条及び第四条中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第五条第一項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第二項中「一般電気事業者の販売電気」を「一般送配電事業者の販売電気」に改め、「電気事業法第十九条第一項又は第十一項（一般電気事業者の供給約款等）に規定する供給約款又は約款において」を削る。

第七条第一項及び第八条中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第九条の見出し及び同条第一項中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同条第二項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「一般電気事業の」を「一般送配電事業の」に改める。

第十条及び第十一条中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

（電源開発促進税法の一部改正に伴う経過措置）

第六十一条　施行日前に課した、又は課すべきであった電源開発促進税については、なお従前の例による。

2　施行日以後に料金の支払を受ける権利が確定される前条の規定による改正前の電源開発促進税法（以下この項において「旧電源開発促進税法」という。）第七条第一項第一号に規定する販売電気については前条の規定による改正後の電源開発促進税法（以下この項において「新電源開発促進税法」という。）第七条第一項第一号に規定する販売電気と、施行日以後に同条第二項の計量がされる旧電源開発促進税法第七条第一項第二号に規定する電気については新電源開発促進税法第七条第一項第二号に規定する電気とそれぞれみなして、新電源開発促進税法の規定を適用する。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正）

第六十二条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の六中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に、「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に、「同項第六号」を「同項第九号」に、「特定電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第八号」を「同法第二十七条の十九第一項」に、「特定規模電気事業者」を「登録特定送配電事業者」に改め、「以下」の下に「この条において」を加える。

第八十一条の七第一項中「電気事業者（」の下に「電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいい、」を加える。

（消費税法の一部改正）

第六十三条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

広域的運営推進機関	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第六十四条　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「その他の」を「その他」に改め、「及び次項」を削り、「特定物品」を「特定品」に改め、同項第三号中「その他の」を「その他」に、「指定物品」を「指定品」に改め、同条第二項中「物品」を「もの」に改める。

第二十一条第一号及び第二十八条第二号中「特定物品」を「特定品」に、「指定物品」を「指定品」に改める。

（地価税法の一部改正）

第六十五条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十六号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第九号」に、「一般電気事業者の同項第一号」を「一般送配電事業者の同項第八号」に、「一般電気事業、同項第四号」を「一般送配電事業、同項第十一号」に、「卸電気事業者の同項第三号」を「送電事業者の同項第十号」に、「卸電気事業若しくは同項第六号」を「送電事業若しくは同項第十五号」に、「特定電気事業者の同項第五号」を「発電事業者の同項第十四号」に、「特定電気事業に」を「発電事業に」に改める。

（電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第六十六条　電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第九号」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第六号」を「同項第十三号」に、「特定電気事業者」を「特定送配電事業者」に改める。

第九条第三号中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第八号」に、「一般電気事業」を「一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業」に、「同項第三号」を「同項第十二号」に、「卸電気事業」を「特定送配電事業」に、「同項第五号」を「同項第十四号」に、「特定電気事業」を「発電事業」に改める。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正）

第六十七条　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業」を「一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業」に改める。